

廃棄物再生事業者登録のてびき

【制度の概要】

一定の要件を満たす廃棄物再生事業者について、都道府県知事への登録を認めることによって、優良な再生事業者の育成を図るとともに市町村における一般廃棄物の再生への協力体制を整備し、廃棄物の再生利用を推進する制度です。

【登録の対象】

次の廃棄物の再生を業として営んでいる事業者の方が登録の対象となります。

①古紙、②金属くず、③空き瓶、④古繊維、⑤その他の廃棄物

- 注1) 廃棄物処理法に定める一般廃棄物、産業廃棄物の別を問いませんが、原則として上記①～④の廃棄物を取り扱う方を対象としておりますので、その他の廃棄物を取り扱う方で登録を受けようとする方は、あらかじめ登録の対象となるかどうかについて各地方振興局県民環境部（いわきは県民部）まで御相談ください。
- 2) 廃棄物の収集・運搬だけを業としている場合は登録の対象となりません。
- 3) 有価物のみ再生を業としている場合は登録の対象となりません。（市場価格の変動により有価物になる廃棄物を取り扱う場合は登録の対象となります。）

【登録を受けるために要件】

登録を受けるには、次の登録基準に適合することが必要です。

なお、施設は自ら所有するものか、長期のリース契約等により継続して使用することができるものに限りです。

- 保管施設を有すること
廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散などのおそれのない保管施設があること。
- 再生のための施設を有すること
再生の対象となる廃棄物の種類に応じて必要な施設があること。

(表-1)

廃棄物の種類	必要とする施設	施設の例
古紙	古紙の再生に適する梱包施設	ベーリングプレス等
金属くず	金属くずの再生に適する施設	選別施設 磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等
		加工施設 ベーリングプレス、ギロチンシャー、シュレッダー等
空き瓶	空き瓶の再生に適する選別施設	色別選別機、不純物の選別・除去施設等
古繊維	古繊維の再生に適する裁断施設	裁断機等
その他の廃棄物	取り扱う廃棄物の再生に適する施設	取り扱う廃棄物の性質などに応じて、その再生に適する施設

- 運搬施設を有すること
廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフト等の運搬施設があること。
- 経理的基礎を有すること
事業を的確に、かつ、継続して行うことができる経理的基礎があること。
- その他
事業を適正に行うことができる事業者であること。

【登録を受けようとするときは】

- 廃棄物再生事業者の登録を受けようとするときは、廃棄物再生事業者登録申請書（様式第26号）に表-2に掲げる添付書類を添えて、事業場所在地の市町村を管轄する地方振興局（表-4「問い合わせ先」参照）に提出してください。
- 事業場を2つ以上有する場合は、それぞれの事業場ごとに登録を受けてください。
- 一つの事業場で複数の廃棄物を取り扱う場合であっても1度に申請できます。
- 申請書は3部作成し提出してください。（1部は申請者保管用として、受付後お返しします。）
- 申請手数料として申請書（正本）に福島県証紙40,000円分を添付してください。

（表-2）

NO.	添 付 書 類	摘 要
1	○ 事業場の図面	<ul style="list-style-type: none"> ・土地建物に関する図面、建物配置図など ・業務内容、作業内容、年間取扱量及び取扱予定量、再生後の用途、取引先の状況などを記載してください。
2	○ 事業計画の概要を記載した書面	
3	○ 事務所及び事業場の位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・区分地図、住宅地図の写しなど ・設計図、カタログ、写真など
4	○ 施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書	
5	○ 施設の所有権又は使用権原を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記簿謄本、車検証（写し）、固定資産台帳（写し）など
6	○ 申請者の定款又は寄附行為	
7	○ 申請者の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・法人のみ添付、1部のみ正本 ・個人のみ添付、1部のみ正本
8	○ 申請者の住民票の写し	
9	○ 業務経歴を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・記名押印が必要です。 ・法人の場合のみ添付、納税証明書は1部のみ正本
10	○ 直前3年の貸借対照表、損益計算書及び法人税の納税証明書	
11	○ 資産に関する調書及び直前3年の所得税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合のみ添付、納税証明書は1部のみ正本 ・産業廃棄物処理業申請に係る添付書類に準じる書類
12	○ 申請者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからチに該当しない旨を記載した書類	
13	○ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法、古物営業法等に関して、既に受けている許可があれば、許可証の写しを添付してください。

※ 証明書は、申請書提出日以前3か月以内のものを提出してください。

【登録内容に変更があったときは】

- 廃棄物再生事業者の登録を受けた後に、登録を受けた事項に変更を生じた場合は、30日以内に廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（様式第28号）に、変更内容

を証明する書類を添えて、事業場を管轄する地方振興局に提出してください。

- 県内で2つ以上の事業場について登録を受けている場合は、それぞれの事業場ごとに管轄する地方振興局に提出してください。
- 届出書は3部作成し提出してください。(1部は申請者保管用として、受付後お返しします。)

【事業場を廃止、休止、再開したときは】

- 登録を受けた事業場を廃止、休止、又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書(様式第29号)を、事業場を管轄する地方振興局に提出してください。
- 届出書は3部作成し提出してください。(1部は申請者保管用として、受付後お返しします。)

【廃棄物再生事業者の登録を受けると】

- 「県知事登録廃棄物再生事業者」の名称を使用することができます。
- 市町村との連携・協力体制を確立することにより、事業の安定化を図ることができます。
- 特別土地保有税、事業所税について表-3の非課税措置、軽減措置が講じられています。(詳しくは、特別土地保有税については市町村税務担当課、事業所税については、郡山市・いわき市税務担当課までお問い合わせください。)
注) 福島県内において事業所税が課税されるのは郡山市及びいわき市のみです。

【登録証明書の有効期限】

- 登録証明書には有効期限はありません。
- ただし、登録を受けた事業場が登録基準に適合しなくなった場合や、法令で定められた変更の届出等を行わない場合、登録が取り消されることがあります。

【一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業との関係】

- 一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業の許可を有していない方でも廃棄物再生事業者の登録を受けることができます。但し、廃棄物処理法で廃棄物処理業の許可が必要とされる事業を行っているにもかかわらず許可を受けていない場合は除きます。
(廃棄物処理法で定められた許可を受けずに一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業を営んだ場合は、法に基づき処罰されます。)
- 本登録制度は、廃棄物の再生を業として営んでいる優良な事業者の方を登録する制度ですので、廃棄物再生事業者の登録を受けることによって、一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業の許可を受けることが不要とされるものではありませんので注意してください。
- なお、廃棄物再生事業者制度は許可制度ではありませんので、登録を受けなければならない義務はありません。

【問い合わせ先】

廃棄物再生事業者登録に関するお問い合わせは、下記の地方振興局又は県庁生活環境部環境保全領域一般廃棄物対策グループまでお願いします。

(表-4)

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
県北地方振興局 県民環境部 環境グループ	〒 960-8065 福島市杉妻 5 番 75 号	024-521-7539	福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局 県民環境部 環境グループ	〒 963-8540 郡山市麓山一丁目 1 番 1 号	024-935-1502	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局 県民環境部 環境グループ	〒 961-0971 白河市昭和町 269 番 地	0248-23-1420	白河市、西白河郡、 東白川郡
会津地方振興局 県民環境部 環境グループ	〒 965-8501 会津若松市追手町 7 番 5 号	0242-29-3912	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局 県民環境部 県民環境グループ	〒 967-0004 田島町大字田島字根 小屋甲 4277 番地 1	0241-62-2061	南会津郡
相双地方振興局 県民環境部 環境グループ	〒 975-0031 原町市錦町一丁目 30 番地	0244-26-1232	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡
いわき地方振興局 県民部 県民生活グループ (環境担当)	〒 970-8026 いわき市平字梅本 15 番地	0246-24-6202	いわき市
県庁生活環境部 環境保全領域 一般廃棄物対策 グループ	〒 960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号	024-521-7249	県内全域